

(別 紙)

高松市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

高松市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年高松市条例第42号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 略</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 略</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

略		
第 3 8 条 第 1 項 第 1 号	又は第 1 2 条 第 1 項及び第 2 項の規定に 違反して利用 されていると き	第 1 2 条第 5 項の規定により読み 替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限 る。）の規定に違反して利用され ているとき、番号利用法第 2 0 条 の規定に違反して収集され、若し くは保管されているとき、又は番 号利用法第 2 9 条の規定に違反し て作成された特定個人情報ファイ ル（番号利用法第 2 条第 1 0 項に 規定する特定個人情報ファイルを いう。）に記録されているとき
略		

第 5 3 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 1 5 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。

略		
第 3 8 条 第 1 項 第 1 号	又は第 1 2 条 第 1 項及び第 2 項の規定に 違反して利用 されていると き	第 1 2 条第 5 項の規定により読み 替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限 る。）の規定に違反して利用され ているとき、番号利用法第 2 0 条 の規定に違反して収集され、若し くは保管されているとき、又は番 号利用法第 2 9 条の規定に違反し て作成された特定個人情報ファイ ル（番号利用法第 2 条第 9 項に規 定する特定個人情報ファイルをい う。）に記録されているとき
略		

第 5 3 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 1 5 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報
を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報
を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条及び第12条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(経過措置の規程への委任)

3 この条例に定めるもののほか、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い必要な経過措置は、規程で定める。